

事業系一般廃棄物の処理方法

廃棄物の種類

産業廃棄物以外の廃棄物（紙・木・布・生ごみ）

処理方法

1. 排出者（事業者）自らが、磐田市クリーンセンターへ搬入する。（有料）

157円／10kg ※令和2年8月1日現在

中身の見える袋等に入れる。市指定のごみ袋を使用する必要はありません。
※搬入できるごみは、原則として資源化できるものを除く事業系一般廃棄物で、その発生場所が磐田市内であるものに限られます。他市町村のごみは搬入できません。

2. 一般廃棄物収集運搬許可業者へ 収集運搬業務を委託する。（有料）

磐田市長から許可を受けている「一般廃棄物収集運搬許可業者」と契約をしてください。市のホームページで「一般廃棄物収集運搬許可業者」と検索すると確認できます。

※事業所専用の市指定ごみ袋（青色・特大サイズのみ）を使用する必要があります。



搬入物検査を実施しています!!

磐田市クリーンセンター（焼却場）では、廃棄物に不適正搬入物の混入がないか職員による検査を実施しています。
ごみを出す際は、産業廃棄物や危険物等の混入がないよう分別の徹底をお願いします。
混入があった場合は、排出事業者に対する指導を行う場合があります。



お問い合わせ

- 事業系一般廃棄物の出し方、分別に関すること
- 磐田市クリーンセンター（磐田市刑部島301）に関すること
- 一般廃棄物収集運搬許可業者に関すること

磐田市ごみ対策課
☎0538-37-4812

産業廃棄物の処理方法

産業廃棄物処理業者に処理の委託をする場合は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく許可を受けている業者に委託してください。

※委託する品目の許可を受けている業者に委託しなければなりません。

お問い合わせ

- 産業廃棄物処理業の許可に関すること
- 産業廃棄物排出者の指導に関すること
- 産業廃棄物処理業者の案内について

静岡県西部健康福祉センター環境課
☎0538-37-2248

公益社団法人 静岡県産業廃棄物協会
☎054-255-8285

事業者の皆様へ

事業系ごみの分け方・出し方

事業系ごみは、事業者が自らの責任において適正に処理しなければなりません。

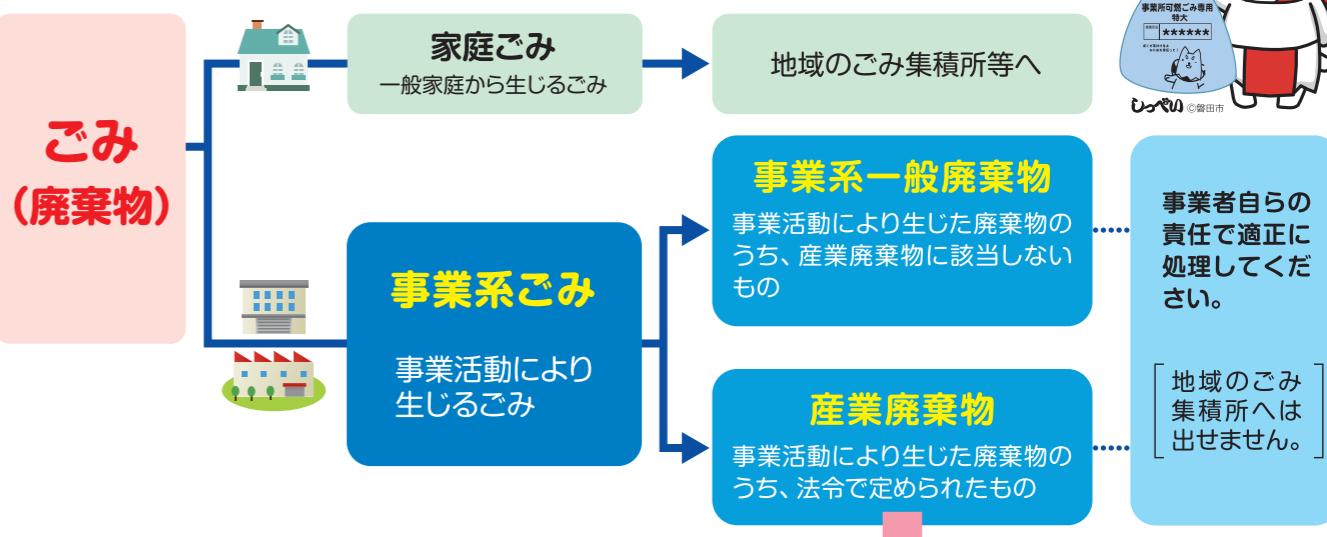
事業系ごみとは

店舗や事業所のごみは事業系ごみです！

店舗・会社・工場・事務所などの営利を目的とするところをはじめ、学校・官公署など、広く公共サービス等を行っているところも含めて、事業活動から出されるすべてのごみは事業系ごみです。

事業系ごみの種類

「事業系一般廃棄物」と「産業廃棄物」の2種類があります。



産業廃棄物の種類

※ 指定業種なし	①燃え殻 ②汚泥 ③廃油 ④廃酸 ⑤廃アルカリ ⑥ゴムくず ⑦金属くず ⑧ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ⑨鉱さい ⑩廃プラスチック類 ⑪がれき類 ⑫ばいじん
※ 指定業種あり	⑬紙くず ⑭木くず ⑮繊維くず ⑯動植物性残さ ⑰動物のふん尿 ⑱動物の死体 ⑲動物系固形不要物 ⑳前記の19種類の産業廃棄物を処分するために処理したもの

※指定業種とは、特定の業種から排出された場合のみ産業廃棄物に該当するもの

STOP!!

1. 事業系ごみは家庭ごみ
集積所に出しては
いけません!!



処理方法はこのパンフレットを
参考に適正な処理を行ってください。

2. ごみの不法投棄は犯罪です!



不法投棄は違法行為となり罰則
が適用される場合があります。

3. 屋外での焼却（野焼きなど）
は原則禁止されています。



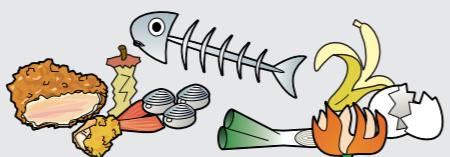
主な事業系ごみの分別一覧表

※事業系ごみは、同じ品目でも業種により事業系一般廃棄物・産業廃棄物の分類が異なるものもあります。

事業系一般廃棄物

生ごみ

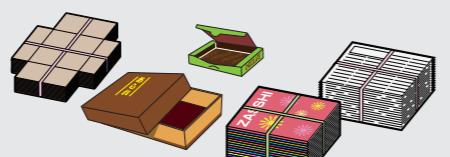
食品の食べ残し、売れ残り、
調理残りなど（産業廃棄物に
該当するものを除く。）
※水分を切ってください。



- 食料品製造業などの特定の事業活動に伴う場合は産業廃棄物です。
- 食品関連事業者は食品リサイクル法により減量・リサイクルが義務付けられています。

資源古紙

段ボール、紙パック、新聞、
雑誌、シュレッダー屑、
雑がみ（はがき、封筒、メモ用紙、
お菓子の箱など）



- 古紙は品目ごとに分別してください。
- 古紙のリサイクル業者等へ委託しリサイクルしてください。
- 資源化可能な古紙は、磐田市クリーンセンター（焼却場）への搬入はご遠慮ください。
- 建設工事等に伴う紙くず（建材の包装紙など）、新聞業、出版業、製本業に係るものは産業廃棄物です。磐田市クリーンセンターへは搬入できません。

その他可燃ごみ

使用済みティッシュペーパー、
リサイクルできない紙、草、
落ち葉など



※公営住宅・共同住宅等の刈草等は事業系一般廃棄物として扱われます。

- 可能な限り、分別しリサイクルしてください。

木くず

木製品、剪定枝など



※木製パレットは指定業種関係なくすべて産業廃棄物です。

- 建設業や木製品の製造業など特定の事業活動に伴い発生したものは産業廃棄物、その他は事業系一般廃棄物です。
- 剪定枝などは、できる限りリサイクルしてください。

古布

作業服・制服、布など
(合成繊維を除く)



- 建設業や繊維工業など特定の事業活動に伴い発生したものは産業廃棄物、その他は、事業系一般廃棄物です。なお、材質が合成繊維の場合は産業廃棄物です。

その他

オフィスの机・椅子、ロッカー・
棚、家電製品、パソコンなど



- 材質により、事業系一般廃棄物（木製）又は産業廃棄物（金属製、プラスチック製他）となります。

産業廃棄物

プラスチック類

飲料用や調味料のペットボトル、
発泡スチロール等の緩衝材類、
PPバンド、弁当やカップ麺の容器、
ラップ類やトレー、ビニール袋、
化学繊維製の布など



- 汚れが付着していても、事業系一般廃棄物（その他可燃ごみ）ではありません。産業廃棄物として処理してください。
- できる限りリサイクルしてください。

金属くず

飲料用の缶、空き缶、ハサミや
刃物類、アルミホイル、クリップ、
安全ピン、一斗缶、釘など



- できる限りリサイクルしてください。

ガラス、コンクリート、陶磁器くず

飲食用のびん、空きびん、
コップ等のガラス類、蛍光灯や
電球、茶わん、植木鉢等の陶器類
レンガくず、コンクリートくずなど



- 蛍光灯・電球は、産業廃棄物の金属くずとガラス・陶磁器くずの混合物に分類されます。
- できる限りリサイクルしてください。

廃油

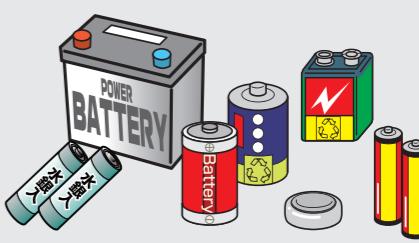
食用油、ラード、鉱物油、
エンジンオイルなど



- リサイクルする際は、凝固剤を使用しないでください。凝固剤で固めても産業廃棄物としての処理が必要です。

電池

アルカリ乾電池など
(産業廃棄物の金属くずと汚泥の
混合物に分類されます。)



- ボタン電池や充電式電池など
○回収協力店等に相談してリサイクルしてください。

産業廃棄物の処理業者に委託して、適正に処理する。
産業廃棄物は磐田市クリーンセンター、中遠広域粗大ごみ処理施設へ搬入することはできません。